

専門教育課目群	
実施方針	<p>1 専門教育課目は、必修科目において習得した基礎的な専門知識や技術を基に、さらに高度な専門知識や技術を身につけさせるものである</p> <p>2 科学的基礎に裏付けられた高度な理容又は美容技術を確実に実施する能力を身につけるばかりでなく、これらを応用して新たな技術を開発するための総合的能力を習得させる。</p>
課目の例	<p>1 エステティック技術</p> <p>(1) エステティック技術の目的が心身の健康と美の実現にあることを理解させ、科学的事実と合理的思考に裏付けられたエステティック技術の重要性を認識させる。</p> <p>(2) エステティック技術の歴史、理論、現状のほか、各種のエステティック技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。特に、エステティック技術の効果と安全性に関する科学的基礎について十分に認識させる。</p> <p>(3) エステティック技術において用いられる主な薬剤や機器の基本的使用方法や使用上の注意を身につけさせる。</p> <hr/> <p>2 理容又は美容カウンセリング</p> <p>理容又は美容サービスの一環として行うカウンセリングの意義、目的、内容実施上の留意点などについて、実地に即して学ばせ、理容師又は美容師の業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切なカウンセリングの実施が重要であることを認識させる。</p> <hr/> <p>3 食品保健・栄養理論</p> <p>(1) 食品保健・栄養の基本的概念を理解させ、食品保健の意義、食生活と健康との関係、バランスのとれた食事の重要性について認識させる。</p> <p>(2) 特に、食生活と全身状態や皮膚、毛髪との健康との関連について正しく学ばせる。</p> <hr/> <p>4 メイクアップ（美容師養成施設）</p> <p>(1) メイクアップの歴史、理論、現状のほか、メイクアップ技術の目的、種類、技術上の注意などについて学ばせる。</p> <p>(2) メイクアップ技術において用いられる主な薬品と器具との基本的使用方法を身につけさせる。</p> <hr/> <p>5 理容又は美容モード理論</p> <p>必修課目の理容又は美容文化論において学習した造形、色彩、服飾などに関する基礎的知識を基に、顧客の個性、服装、その他の環境に応じてヘアスタイルを設計し、流行を創り出す能力を身につける。</p> <hr/> <p>6 理容又は美容総合技術</p> <p>(1) 必修課目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせるとともに、理容又は美容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。</p> <p>(2) 常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣づけさせ、専門技術者としての心構えを身につけさせる。</p>

## (5) 名札等標識の着用について

実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う場合においては、利用者に対して、実務実習生であることの適正な周知を図るため、名札等の標識の着用を義務付ける必要があるのではないか。

### 【現行制度】

平成7年改正前の実地修練の際は、「実地修練者の氏名の掲示及び標識の着用等が適切に行われるよう指導する〈平成10年通知〉」旨を規定していたが、現行の実務実習の際の名札等の標識の着用を義務付けた規定はない。

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P34〕

#### ① 指導状況

名札等の標識の着用の義務付けを「指導している」厚生局2件(25.0%)、都道府県8件(38.1%)

#### ② 養成施設の状況

「着用を義務付けている」109件(61.6%)、「義務付けていない」53件(29.9%)

#### ③ 理容所・美容所の状況

「養成施設の指示により義務付けている」166件(49.3%)、「理容所・美容所の判断で着用を義務付けている」53件(15.7%)、「着用していない」52件(15.4%)

### 【検討の方向】

実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う際は、名札等の標識の着用の義務付けることを明確にする方向で検討を進めてはどうか。

## 5 通信課程について

### (1) 通信課程における教育の充実について

通信課程を卒業した者の合格率が年々低下傾向にあることから、十分な通信教育がなされているかとの意見もあり、通信教育課程における面接授業と添削指導について充実を図る必要があるのではないか。

【現行制度】 別紙のとおり

【調査の概要】 [(資料2) 調査結果P40]

① 面接授業の授業時間数

「基準となる授業時間数を上回っている」30.1%、「基準となる授業時間数と同時間」68.1%、「基準となる授業時間数を下回っている」1.0%

② 添削指導の状況

社団法人日本理容美容教育センターに「すべて委託している」241件(93.1%)、「一部委託」16件(6.2%)、「すべて自らの養成施設で実施」2件(0.8%)

【ポイント】

通信課程における通信授業（添削指導）と面接授業の充実を図るためには、どのような方策を講じればいいのか。

【検討の方向】

「教員の資質の向上」及び「実務実習時間の拡大」等の検討事項を踏まえ、通信課程の充実を図る方向で検討を進めてはどうか。

(第3-5 通信課程について)

通信課程の概要

養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

美容師養成施設の通信課程における授業は、

○教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（「通信授業」）

○養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（「面接授業」）の併用により行う。

面接授業

1 授業時間数

必修課目 590 (295) 時間以上

関係法規・制度 10 (10) 時間以上 衛生管理 30 (30) 時間以上

保健 30 (30) 時間以上 物理・化学 30 (30) 時間以上

文化論 15 (10) 時間以上 技術理論 15 (5) 時間以上

運営管理 10 (5) 時間以上 実習 450 (175) 時間以上

選択必修課目(各課目) 10 (5) 時間以上

※理容所又は美容所の従業者である生徒は、括弧内の数字によることができる。

2 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。

3 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。

4 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

通信授業

1 通信授業における教材

(1) 必修課目については、理容師又は美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、教科課程の基準に示す教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。

(2) 選択必修課目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。等

2 添削指導

必修課目

関係法規・制度 3回以上 衛生管理 4回以上

保健 4回以上 物理・化学 2回以上

文化論 3回以上 技術理論 5回以上

運営管理 4回以上 実習 6回以上

選択必修課目 適当な回数

3 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

4 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

教科書の提供 ↑ ↓ 添削指導の委託

社団法人日本理容美容教育センター

## (2) 面接授業の時間数の緩和する理容所又は美容所の従業者について

通信課程において、理容所又は美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、授業時間数を緩和しているが、当該緩和は、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する必要があるのではないか。

### 【現行制度】 (詳細は別紙のとおり)

- ① 養成施設の通信課程における面接授業時間数については、原則時間数を100時間減ずるとともに、特定の場合にはその時間を更に減じうるようにし、理容所、美容所において現に理容、美容の補助的業務に従事している者等に対しその実態に適する措置をとったものであること。〈昭和30年通知〉
- ② 通信課程は、従来の昼間課程、夜間課程の他に、地域的経済的事情により在学教育をうけることができない者に対して便宜を与えるためのものであり、通信課程を設ける養成施設においては、それぞれの教科課目ごとに以下に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づいて、適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定める。〈平成10年通知〉
- ③ ただし、理容所・美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、括弧内の数字によることができる。〈平成10年通知〉

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P43〕

- ① 指導状況
  - ア 「理容所又は美容所に常勤として従事している者であることを指導・確認している」厚生局5件(62.5%)、都道府県1件(4.8%)
  - イ 「理容所又は美容所に従事している者であることを指導・確認している」厚生局3件(37.5%)、都道府県9件(42.9%)
- ② 養成施設の状況
  - 「常勤として従事している者であることを確認している」116件(65.2%)、「従事していることを確認している」58件(32.6%)、「確認していない」は4件(2.2%)

### 【検討の方向】

理容所又は美容所に従業していることをもって、面接授業の授業時間数を緩和していることから、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する方向で検討を進めてはどうか。

### 【参考】

- ① 他資格制度
  - 1年以上の相談援助業務の実務経験者について、相談援助実習を免除しているもの(精神保健福祉士)

(第3-5 通信課程について)

通信課程の概要

養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

美容師養成施設の通信課程における授業は、

○教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（「通信授業」）

○養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（「面接授業」）の併用により行う。

面接授業

1 授業時間数

必修課目 590 (295) 時間以上

関係法規・制度	10 (10) 時間以上	衛生管理	30 (30) 時間以上
保健	30 (30) 時間以上	物理・化学	30 (30) 時間以上
文化論	15 (10) 時間以上	技術理論	15 (5) 時間以上
運営管理	10 (5) 時間以上	実習	450 (175) 時間以上

選択必修課目(各課目) 10 (5) 時間以上

※理容所又は美容所の従業者である生徒は、括弧内の数字によることができる。

2 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。

3 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。

4 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

通信授業

1 通信授業における教材

(1) 必修課目については、理容師又は美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、教科課程の基準に示す教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。

(2) 選択必修課目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。等

2 添削指導

必修課目

関係法規・制度	3回以上	衛生管理	4回以上
保健	4回以上	物理・化学	2回以上
文化論	3回以上	技術理論	5回以上
運営管理	4回以上	実習	6回以上

選択必修課目 適当な回数

3 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

4 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

教科書の提供 ↑ ↓ 添削指導の委託

社団法人日本理容美容教育センター

### (3) 通信課程の実務実習の場所について

理容所又は美容所において従事しながら通信課程に入所している生徒については、十分な技術の取得を可能とするため、養成施設が行う実務実習と同様の位置付けで、従事している理容所又は美容所で理容行為又は美容行為が行えるよう、明確にする必要があるのではないか。

#### 【現行制度】

実務実習を行う場合、養成施設は、次の要件に適合する理容所又は美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。(平成10年通知)

- ア 管理理容師又は管理美容師の資格を有し、かつ、適切な監督のできる理容師又は美容師がいること。
- イ 当該理容所又は美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
- ウ 当該理容所又は美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

#### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P45〕

「養成施設の近隣の理容所又は美容所」208件(81.3%)、「通信課程の生徒の住所地の理容所又は美容所」6件(2.3%)、「通信課程の生徒が従事している理容所又は美容所」4件(1.6%)

#### 【ポイント】

- ① 通信生が従事する理容所又は美容所を実務実習の場所とすることによって、養成施設が定めた実務実習の実施計画を超えた内容又は時間の理容行為及び美容行為が行われないか。
- ② 従事している理容所又は美容所で、実務実習と通常の業務とを明確に区別できるか。
- ③ 理容所又は美容所で適正な実務記録が作成され、養成施設による公平な評価が確保できるか。

#### 【検討の方向】

養成施設が、実務実習を行う場所として適合すると認める要件として、「実習担当教員による定期的な巡回指導が可能な地域とする」旨を明確にし、通信課程にも当てはめる方向で検討を進めてはどうか。

#### 【参考】

- ① 他資格制度
  - ア 現に他の養成所の実習施設として承認を受けている病院を選定することとしているもの(看護師)
  - イ 実習担当職員による週1回以上の定期巡回指導が可能な地域にあることとしているもの(社会福祉士)

## 6 中学校卒業者の講習科目について

中学校卒業者に対して、授業を補助するために行う「現代社会」、「化学」及び「保健」の講習（各科目35時間）について、中学校卒業者の受入れを促進及び負担を軽減する観点から、必要な課目及び時間数を限定することが可能であるか。

### 【現行制度】（詳細は別紙のとおり）

- ① 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、学校教育法第56条に規定する者に該当しない生徒（講習対象生徒）に対して、講習を実施しなければならない。（平成10年通知）
- ② 講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課程の学習を補助するために実施し、講習課目及び各課目ごとの授業時間の標準は、「現代社会 35時間」、「化学 35時間」、「保健 35時間」とする。（平成10年通知）

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P46〕

- ① 必要のない課目
  - ア 「必要のない課目がある」26件（11.3%）、「必要のない課目はない」167件（72.3%）
  - イ 「必要のない課目がある」26件（11.3%）のうち、「現代社会」17件（65.4%）、「化学」4件（15.4%）、「保健」6件（19.2%）
- ② 時間の多い課目
  - ア 「多い課目がある」38件（16.7%）、「多い課目はない」141件（62.1%）
  - イ 「多い課目がある」38件（16.7%）のうち、「現代社会」11件（28.9%）、「化学」13件（34.2%）、「保健」14件（36.8%）
- ③ 通信授業による実施は、「昼間課程」98件（66.2%）、「夜間課程」12件（63.2%）、「通信課程」200件（88.1%）

### 【ポイント】

平成7年法改正の趣旨を踏まえて、中卒者に対する講習をどのように見直すか（教科課程又は時間）。

### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 各科目35時間を課目の内容に応じて短縮する。
- ② 生徒の過重な負担とならない程度に、養成施設が必要と考える課目及び時間数を追加することができる。

### 【参考】

- ① 受験資格（昭和22、32年法）
  - ア 理容師試験及び美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
  - イ 当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生労働省令で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。



② 厚生労働大臣が別に定める要件（平成10年省令）  
厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者

③ 専修学校設

ア 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

イ 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る教育を行うものとする。（学校教育法）

## (第3-6 中学校卒業者の講習)

### 中学校卒業者に対する講習について

#### 1 目的

講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課目の学習を補助するために実施する。

#### 2 講習課目及び内容

課目	時間数	内 容
現代社会	35時間	人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。 ----- ○現代社会における人間と文化 ○現代の政治・経済と人間
化 学	35時間	日常生活と関係の深い化学的な事物・現象に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、化学的な事物・現象や化学の応用について理解させる。 ----- ○自然界の物質とその変化      ○日常生活の化学 ○身近な素材、身の回りの物質の構造
保 健	35時間	個人及び集団の生活における健康・安全について理解を深めさせ、個人及び集団の健康を高める能力と態度を育てる。 ----- ○現代社会と健康      ○環境と健康      ○生涯を通じる健康 ○集団の健康
合 計	105時間	

#### 3 講習の方法

- (1) 講習は、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課目の学習との関連を考慮し、計画的に行う。
- (2) 講習は、原則として各養成課程ごとに設ける。ただし、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修を認めることができる。
- (3) 講習は、各養成施設において、講習対象生徒の負担等を勘案し、適当と認められるときは、通信授業及び添削指導により行うことができる。この場合においては、「通信課程における授業方法等の基準」等に定めるもののほか、次によるものとする。  
ア 教材は、別添「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習課目の内容の基準」に従って構成されるものであること。  
イ 添削による指導は、それぞれの講習課目について3回以上行うこと。

#### 4 課程修了の認定

- (1) 養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習課目及び所定の授業時間を履修し、その成果が講習課目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならない。
- (2) 養成施設の長は、講習の課程を修了していない講習対象生徒に対しては、卒業証書を授与してはならない。

## 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）～抜粋～

政府は、これまで、4次にわたる規制改革の推進のための政府計画を策定し、これを強力に推進することにより、行政の各般の分野について、概ね7,000項目の規制改革を実施してきた。このように、規制改革は着実に進みつつあるものの、依然多くの取り組むべき課題が残っており、改革はなお途上にある。

規制改革は、引き続き、構造改革の重要な柱であり、岩盤のごとき困難な課題に強力かつ着実に取り組むべく、平成19年1月には、総理の諮問機関として民間人主体の「規制改革会議」を設置するとともに、政府にも全閣僚から構成される「規制改革推進本部」を設置し、政治的リーダーシップの下、規制改革推進のための体制を改めて整備した。

本推進体制の下、規制改革を国民本位の改革として、一層強力かつ着実に推進するため、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）及び「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日規制改革会議）の「具体的施策」を踏まえ、下記のとおり規制改革推進のための3か年計画を定める。

### 15 雇用・就労

#### （1）理容師及び美容師資格の中卒者の取得要件の見直し【平成19年末までに結論】

理容師及び美容師の資格制度においては、近年の科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴い、高度な技術と更なる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上を図るものとして、平成7年の理容師法及び美容師法の改正により、受験資格について高等学校卒業を要件としたところである。同改正においては、中学校卒業者の就業機会が狭められることのないよう、改正附則において、中学校卒業であって、厚生労働省令に定める要件に該当する者にあつては、当分の間、受験資格を認めることとされている。

同改正は平成10年に施行され、新たな試験が平成12年に実施されてから7年  
が経過していることから、中学校卒業者に対して、厚生労働省令に定める講習  
課程について、法改正の趣旨を踏まえて、その課程を必要なものに限定する観  
点から見直しを検討する。（Ⅲ雇用エ①a）

また、理容師及び美容師資格については、現在でも中学校卒業者が取得可能資格であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。（Ⅲ雇用エ①b）

## 7 学習指導内容の具体化及び教科書の見直しについて

教科課目のうち、

- ① 特に「保健」又は「物理・化学」については、その学習内容が高度なものを求めすぎているとの意見があることから、理容又は美容の業務と特に関連の深い事項に限定する
  - ② 実習のカット等については、教科課程の基準に「カットティング」としか規定されておらず、教科書の内容として、どの程度理解させればよいか明瞭でない
  - ③ 理容師及び美容師が行うエステについて、その業務内容を明確にした上で、適切な教授を行う
- 等、その達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示した学習指導要領（教科課程の基準）を定めるとともに、学習指導要領に基づいた教科書とする必要があるのではないか。

### 【現行制度】

- ① 教科書の使用について  
各教科課目について、どのような教科書を使用しなければならないか等の規定はない。
- ② 教科課目の内容について 別紙のとおり
- ③ エステティック  
必修科目の「技術理論」及び「実習」において、「美顔術」を教授しており、エステティック技術は、養成施設が独自に設定する選択必修科目として例示している。（平成10年通知）

### 【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P51〕

- ① 社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書の使用状況
  - ア 全体の71.3%が使用
  - イ 科目別  
「必修科目」92.4%、「選択必修科目」50.2%
  - ウ 課程別  
「昼間課程」60%、「夜間課程」55.9%、「通信課程」88.6%
- ② 教科書の内容
  - ア 「適当」180件（52.0%）、「範囲が広すぎる」118件（34.1%）、「難しすぎる」81件（23.4%）、「やさしすぎる」5件（1.4%）
  - イ 「見直す必要がある」116件（33.5%）、「見直す必要はない」は112件（32.3%）、「どちらとも言えない」107件（30.9%）

### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 「①教科書の内容」及び「②カットティング等の理解させるべき内容」について  
(社)日本理容美容教育センターで作成する教科書について、
  - ア 理容又は美容の業に関連の深い事項を中心に、
  - イ 理容又は美容の業に附随する事項は、理容又は美容の業に関連付けた内容とする
  - ウ 達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示す等、その教科課程の基準について、関係者の意見を聞きつつ見直しを行う。
- ② 「③理容師又は美容師が行うエステティック」について  
現行の教科課程の基準においても、美容師以外の者が行うことができる「着付け」等の課目もあることから、選択必修課目での実施状況を踏まえ、関係法令の枠組みを

踏まえつつ、必修科目の実習で教授することを検討する。

**【参考】**

① 改正前の養成施設におけるエステティック

既に廃止された、昭和38年通知の美容師養成施設の教科課程の基準において、「美容理論及び実習」の内容として、全身美容が位置付けられ、

ア 全身美容技術の基礎知識として、その目的、種類、特徴などを知らせる。

イ マッサージによる全身美容の技術について学ばせる。

とされていた。